

堺市告示第 371 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定めた景観計画を変更したので、同法第 9 条第 8 項の規定において準用する同法同条第 6 項の規定により告示し、当該景観計画を公衆の縦覧に供する。

平成 27 年 9 月 30 日

堺市長 竹 山 修 身

1 景観計画の名称

堺市景観計画

2 変更の内容

百舌鳥古墳群と調和した良好な市街地景観の形成を進めるため、「百舌鳥古墳群周辺地域」の範囲や景観形成の方針、建築物の形態意匠の制限などを追記し、【別冊】堺市景観計画としてとりまとめたもの

3 効力の発生する日

平成 28 年 1 月 1 日

4 縦覧場所

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市建築都市局都市計画部都市景観室